

保護者の皆様へ

就学援助制度（新入学児童生徒学用品費の事前受給）のご案内

七飯町教育委員会

七飯町では、国公立の小学校、中学校及び義務教育学校に就学予定の子どもがいるご家庭で、就学にあたり経済的に困難な方に対して、入学準備に係る費用の一部（就学援助の項目のうち「新入学児童生徒学用品費」）を事前支給しております。事前支給を希望される方は、期限までに申請の手続きをしてください。

○支給対象

現在、七飯町に住民登録があり、令和7年4月1日以降も町外へ転出する予定のない、国公立の小学校、中学校及び義務教育学校に入学予定の児童生徒（新小学1年生、新中学1年生及び義務教育学校新7年生）

○支給時期

令和7年3月上旬

※申請書に不備等がある場合は、支給時期が遅くなる又は申請受付ができないことがあります。

○申請方法

提出書類

①新入学児童生徒学用品費事前受給申請書

②通帳の写し

ー以下、令和6年1月1日現在七飯町以外に住民登録をしていた方、家族の中で単身赴任等の理由により七飯町以外に住民登録がある方に提出していただく書類ー

③世帯全員（住民登録上別世帯にしている同一住所の方を含む）の令和6年度（非）課税証明書の写し

申請先

- ・新小学1年生の場合 → 入学する予定の小学校へ提出
- ・新中学1年生の場合 → 現在、在籍している小学校へ提出
- ・義務教育学校新7年生の場合 → 現在、在籍している義務教育学校へ提出

申請期限：令和7年2月7日（金）各校必着

※申請期限を過ぎて提出された場合、事前支給を受けることはできません。

○備考

・事前支給を希望しない方は、別途「令和7年度 就学援助費受給申請書」を提出し認定されることで、「学用品費」と共に6月下旬頃支給されます。

・その他の就学援助費の受給には「令和7年度 就学援助費受給申請書」の提出が必要です。

就学援助には、新入学児童生徒学用品費以外にも通学用品費や修学旅行・宿泊研修費等がありますが、受給には別途「令和7年度 就学援助費受給申請書」の提出が必要です。

就学援助制度についてご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】七飯町教育委員会 学校教育課教育支援係 電話（0138）66-2067